

盛岡広域振興局長告示第42号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

平成23年4月5日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370103095	株式会社くるみの家	デイサービスくるみ南大通	盛岡市南大通三丁目2番1号	平成23年3月31日
0372101071	特定非営利活動法人まちなふくしネットワーク	おらは鶴飼デイサービス	岩手郡滝沢村鶴飼字笹森1番地87	〃
0372100826	特定非営利活動法人まちなふくしネットワーク	おらは風林デイサービス	岩手郡滝沢村大釜字風林58番地5	〃